

再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）について

平成 21 年 11 月 12 日
経 済 産 業 省

・個々の特定事業者の業種区分ごとの再商品化義務量は、ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、飲料又はしょうゆ・食酢等用の PET ボトル（以下「PET ボトル」という。）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 6 種類の「特定分別基準適合物」ごとに、業種区分ごとの再商品化義務量（A）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、算定される。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]		
個々の特定事業者の業種ごとの再商品化義務量	=	業種区分ごとの再商品化義務量
		(A)
		[主務大臣の公表数値により算定可]
	×	個々の特定事業者の 容器包装廃棄物の排出見込量 (B)
		当該業種全体の 容器包装廃棄物の排出見込量 (C)
		[主務大臣が公表]

複数の業種で事業を実施している事業者の再商品化義務量は、上式に基づく業種区分ごとの量の合計量となる。

(1) 業種区分ごとの再商品化義務量（A） → 「(1)」参照

…主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

再商品化義務量とは、個々の特定事業者が再商品化の義務を負う「特定分別基準適合物」の量であり、概念的には家庭から排出された容器包装廃棄物のうち、分別収集・再商品化されるものに相当する。

(2) 個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量（B）

→ 「(2)」参照

個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、主務省令で規定される自主算定方式、又は簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る）のいずれかの算定方法により、個々の特定事業者が自ら算出する。

(3) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（C） → 「(8)表6」参照

…主務大臣が定める。

容器包装廃棄物の排出見込量は、概念的には特定事業者が利用・製造等したのち、家庭から排出される容器包装廃棄物の量に相当する。容器包装廃棄物種類別・業種別・利用/製造等の別に数値が定められる。

・量、比率等の設定方法

本資料中に示す具体的な量、比率等は、

・「容器包装利用・製造等実態調査」（主務省 5 省による総務省承認統計調査（経済産業省及び農林水産省が事務手続き）。以下「実態調査」という。）

・「容器包装廃棄物分類調査」（環境省による調査。以下「分類調査」という。）

の 2 つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

ただし、PET ボトルについては「実態調査」から得られたデータのみを利用した。

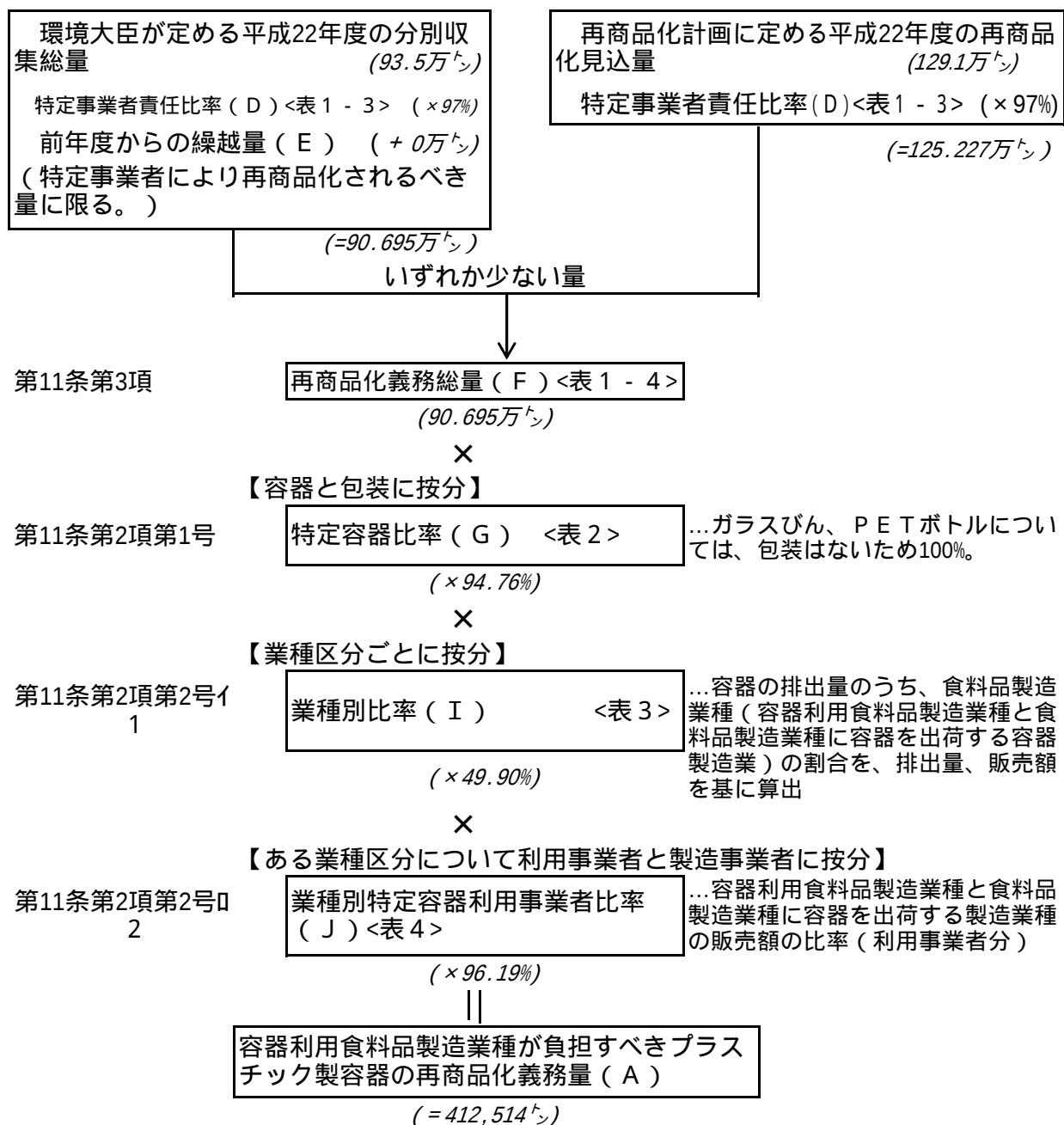
また、全ての量、比率等は、昨年と同様に 2 年移動平均値を最終数値とした。

・業種区分ごとの再商品化義務量、個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量の算定

(1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成22年度において、特定容器利用食料品製造業種が負うべき特定分別基準適合物(プラスチック製容器)についての再商品化義務量を算出。)



1 : 排出量は販売額の比率で補正

2 : 容器製造等事業者については、 が (1 -) の比率に置き換わる。

(2) 個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量 (B) の算定方法

個々の特定事業者の当該業種における容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、下記に示すとおり自主算定方式、又は簡易算定方式(自主算定方式ができない場合に限る)のいずれかの算定方法により、個々の特定事業者が自ら算出する。

自主算定方式

用いる又は製造等する容器包装の量から、

a. 自ら回収する量等

b. その他容器包装廃棄物として排出されない量を差し引いた量を排出見込量 (B) とする。

(B) =	当該年度において販売 する商品に用いる又は 製造等する容器包装の 量	-	当該量のうち自ら又 は他者への委託によ り回収する量	-	その他容器包装廃棄物とし て排出されない量
---------	---	---	----------------------------------	---	--------------------------

簡易算定方式

用いる又は製造等する容器包装の量から自ら回収する量等を差し引いた量に、(100 - 事業系比率) (%) を乗じた量を(B)とする。

(B) =	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度において販売} \\ \text{する商品に用いる又は} \\ \text{製造等する容器包装の} \\ \text{量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該量のうち自ら又} \\ \text{は他者への委託によ} \\ \text{り回収する量} \end{array} \right] \times (100 - \text{事業系比率}(K)) (\%)$
	[個々の特定事業者が算定] <表 5>

・公表数値（案）

（１）特定事業者責任比率（Ｄ）及び再商品化義務総量（Ｆ）

再商品化計画及び分別収集計画は、以下のとおり。

< 表１－１ 再商品化計画（再商品化見込量） >
(単位：千トン)

業種の区分	H 2 0 年度	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
ガラスびん（無色）	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0
ガラスびん（茶色）	1 6 0	1 7 0	1 7 0	1 7 0	1 7 0
ガラスびん（その他の色）	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0
P E T ボトル	3 7 0	3 8 4	3 8 4	3 8 5	3 8 6
紙製容器包装	3 5 6	3 5 6	3 5 6	3 5 6	3 5 6
プラスチック製容器包装	1 2 7 1	1 2 9 1	1 2 9 1	1 2 9 3	1 2 9 3

法第7条に基づき平成20年3月に告示

< 表１－２ 分別収集計画量 >
(単位：千トン)

業種の区分	H 2 0 年度	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
ガラスびん（無色）	3 5 9	3 5 9	3 5 9	3 5 8	3 5 7
ガラスびん（茶色）	3 0 9	3 0 9	3 0 8	3 0 7	3 0 7
ガラスびん（その他の色）	1 8 3	1 8 4	1 8 4	1 8 5	1 8 5
P E T ボトル	3 0 3	3 1 2	3 1 5	3 2 1	3 2 6
紙製容器包装	1 4 6	1 5 3	1 6 1	1 6 9	1 7 2
プラスチック製容器包装	8 0 4	8 5 8	9 3 5	9 7 2	1 0 0 0

法第9条第6項に基づき平成20年3月に告示

特定事業者責任比率（Ｄ）及び平成22年度の再商品化義務総量（Ｆ）は、以下のとおり設定した。

< 表 1 - 3 >

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率（Ｄ）	小規模事業者分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率（Ｄ）	小規模事業者分の比率
1.ガラスびん（無色）	93%	7%	(92%)	(8%)
2.ガラスびん（茶色）	78%	22%	(77%)	(23%)
3.ガラスびん（その他の色）	87%	13%	(87%)	(13%)
4.ＰＥＴボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
5.紙製容器包装	96%	4%	(94%)	(6%)
6.プラスチック製容器包装	97%	3%	(95%)	(5%)

< 表 1 - 4 >

特定分別基準適合物	H22年度の分別収集見込総量(ア)（見込み）	H22年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量（見込み）を基礎として算出した量	特定事業者責任比率（Ｄ）	H22年度の再商品化義務総量（Ｆ）
	千トン	千トン	千トン	%	トン
1.ガラスびん（無色）	359	180	180	93	167,400
2.ガラスびん（茶色）	308	170	170	78	132,600
3.ガラスびん（その他の色）	184	130	130	87	113,100
4.ＰＥＴボトル	315	384	315	100	315,000
5.紙製容器包装	161	356	37*	96	35,520
6.プラスチック製容器包装	935	1,291	935	97	906,950

(*)；分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（124千トン）を差し引いた量

(2) 特定容器比率（Ｇ）

特定容器比率（Ｇ）は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びＰＥＴボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は１００％とする。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	容器比率	前年度
5.紙製容器包装	88.42%	(89.70%)
6.プラスチック製容器包装	94.76%	(93.72%)

(5) 業種別比率 ()

業種別比率 () は、以下のとおりに設定した。

< 表 3 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器			P E T ボトル
	無色	茶色	その他	
1 . 食料品製造業	50.77 (50.47)	4.34 (4.98)	6.66 (7.14)	3.73 (3.69)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	22.85 (22.34)	48.07 (47.69)	23.78 (23.73)	93.75 (93.49)
3 . 酒類製造業	23.18 (23.71)	13.60 (15.49)	68.38 (67.51)	2.52 (2.82)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5 . 医薬品製造業	0.99 (1.13)	33.19 (30.37)	0.28 (0.36)	
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.00 (2.03)	0.66 (1.23)	0.78 (0.88)	
7 . 小売業				
8 . その他の事業	0.21 (0.32)	0.14 (0.24)	0.12 (0.38)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

= 清涼飲料製造業

上段：平成22年度の最終数値案

下段：() 内は平成21年度の最終数値

< 表 3 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1．食料品製造業	40.33 (38.96)	49.90 (51.04)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5.65 (5.57)	5.03 (5.07)
3．酒類製造業	3.16 (3.92)	0.24 (0.28)
4．油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	7.21 (6.81)	6.35 (5.02)
5．医薬品製造業	2.95 (2.51)	2.16 (1.80)
6．化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.11 (3.00)	4.99 (4.86)
7．小売業	11.78 (11.01)	22.61 (22.16)
8．その他の事業	25.81 (28.22)	8.72 (9.77)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成22年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成21年度の最終数値

(6) 業種別特定容器利用事業者比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率 (業種別特定容器利用事業者比率) は、以下のとおり設定した。

< 表 4 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1 . 食料品製造業	96.84 (96.13)	3.16 (3.87)	99.09 (98.64)	0.91 (1.36)	97.05 (96.25)	2.95 (3.75)	93.07 (90.41)	6.93 (9.59)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	95.66 (94.63)	4.34 (5.37)	93.29 (91.36)	6.71 (8.64)	88.08 (88.95)	11.92 (11.05)	83.81 (82.44)	16.19 (17.56)
3 . 酒類製造業	93.32 (92.85)	6.68 (7.15)	97.12 (96.99)	2.88 (3.01)	95.57 (95.28)	4.43 (4.72)	93.39 (93.11)	6.61 (6.89)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	99.74 (99.74)	0.26 (0.26)	96.22 (96.14)	3.78 (3.86)	98.02 (98.26)	1.98 (1.74)		
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.77 (98.68)	1.23 (1.32)	98.07 (94.33)	1.93 (5.67)	99.05 (99.16)	0.95 (0.84)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	99.40 (99.34)	0.60 (0.66)	97.32 (92.11)	2.68 (7.89)	99.36 (95.50)	0.64 (4.50)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成22年度の最終数値案

下段：() 内は平成21年度の最終数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1．食料品製造業	96.14 (96.15)	3.86 (3.85)	96.19 (96.76)	3.81 (3.24)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	92.21 (92.25)	7.79 (7.75)	97.23 (96.88)	2.77 (3.12)
3．酒類製造業	93.28 (94.43)	6.72 (5.57)	98.99 (98.84)	1.01 (1.16)
4．油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95.74 (95.29)	4.26 (4.71)	88.63 (88.84)	11.37 (11.16)
5．医薬品製造業	99.37 (99.42)	0.63 (0.58)	98.88 (98.87)	1.12 (1.13)
6．化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.49 (98.41)	1.51 (1.59)	94.22 (94.41)	5.78 (5.59)
7．小売業	99.17 (99.19)	0.83 (0.81)	99.13 (98.91)	0.87 (1.09)
8．その他の事業	98.93 (99.12)	1.07 (0.88)	98.88 (97.86)	1.12 (2.14)

上段：平成22年度の最終数値案

下段：()内は平成21年度の最終数値

(7) 事業系比率 (K)

事業系比率は以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他			
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等
1 . 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (15)	0 (0)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (15)	0 (0)	30 (30)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	15 (15)	0 (0)
3 . 酒類製造業	25 (30)	5 (5)	30 (20)	5 (0)	25 (20)	15 (10)	20 (15)	0 (0)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	40 (40)	10 (10)	15 (20)	10 (5)	60 (55)	0 (0)		
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0 (0)	0 (0)	10 (20)	0 (0)	5 (5)	0 (0)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	35 (30)	0 (0)	90 (85)	0 (0)	25 (15)	10 (5)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成22年度の最終数値案

下段：() 内は平成21年度の最終数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	10 (15)	10 (5)	15 (15)	10 (10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	25 (25)	0 (0)	20 (20)	5 (5)
3. 酒類製造業	10 (10)	5 (5)	35 (30)	5 (5)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5 (5)	5 (10)	10 (15)	5 (0)
5. 医薬品製造業	40 (45)	10 (5)	60 (65)	25 (20)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	10 (5)	5 (5)	0 (0)
7. 小売業	35 (30)	0 (5)	15 (15)	10 (10)
8. その他の事業	35 (35)	25 (20)	55 (55)	25 (25)

包装（各業種共通）	25 (30)		35 (30)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成22年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成21年度の最終数値

(8) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C) は、以下のとおり設定した。

< 表 6 >

(単位 : トン)

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他			
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等
1 . 食料品製造業	230,245 (251,656)	253,364 (278,121)	13,395 (15,611)	18,681 (23,471)	10,256 (11,559)	12,418 (13,518)	19,464 (19,557)	23,382 (23,676)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	103,930 (110,989)	116,194 (127,851)	147,930 (149,808)	225,251 (231,083)	36,496 (38,539)	42,071 (40,679)	492,638 (497,814)	590,696 (602,622)
3 . 酒類製造業	105,773 (118,447)	122,810 (142,519)	41,286 (47,981)	74,445 (88,731)	105,310 (109,563)	120,922 (130,127)	13,176 (14,841)	17,155 (18,361)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5 . 医薬品製造業	4,494 (5,691)	5,717 (7,234)	102,311 (95,690)	118,004 (115,508)	424 (595)	926 (1,041)		
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	9,151 (10,116)	8,722 (9,676)	2,112 (3,949)	2,431 (4,577)	1,205 (1,433)	1,209 (1,243)		
7 . 小売業								
8 . その他の事業	972 (1,639)	967 (1,472)	423 (746)	2,969 (3,313)	193 (628)	31 (465)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成22年度の最終数値案

下段：() 内は平成21年度の最終数値

< 表 6 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1．食料品製造業	241,809 (242,575)	258,714 (261,359)	458,300 (484,923)	456,856 (480,762)
2．清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	33,839 (34,753)	57,546 (56,286)	46,189 (48,224)	76,117 (75,629)
3．酒類製造業	18,768 (24,735)	21,350 (19,750)	2,176 (2,623)	4,414 (4,814)
4．油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	43,447 (42,917)	37,612 (37,672)	57,846 (47,708)	63,093 (58,551)
5．医薬品製造業	17,761 (15,728)	24,519 (28,488)	19,752 (17,115)	44,506 (45,941)
6．化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	18,614 (18,635)	10,328 (11,321)	45,656 (46,168)	61,040 (54,666)
7．小売業	70,835 (68,849)	94,009 (101,631)	207,996 (210,762)	195,440 (231,343)
8．その他の事業	155,216 (178,234)	209,036 (250,724)	80,373 (92,811)	204,729 (217,824)

包装（各業種共通）	117,402 (129,482)		73,081 (96,793)	
-----------	----------------------	--	--------------------	--

上段：平成22年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成21年度の最終数値